

議案第64号

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年備前市条例第20号)の一部を次のように改正する。

本則中「20人につき」を「15人につき」に、「30人につき」を「25人につき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号参考資料

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお	(職員) 第30条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第32条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお

いて同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることではない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第48条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6	いて同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第45条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることではない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第48条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6
--	--

条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)
--	--